名　称　大畑港第一東防波堤灯台
位　置
所在地　青森県大畑港（第一東防波堤外端）
北　緯　四一―二四―三〇
東　経　一四一―一〇―三六
変更した事項
光　度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十四年十月十七日

○海上保安庁告示第二百六十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　焼津港沖北防波堤灯台
位　置
所在地　静岡県焼津港（沖北防波堤外端）
北　緯　三四―五二―〇四
東　経　一三八―二〇―〇二
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十四年十月十八日

○海上保安庁告示第二百六十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　肥前鹿島灯標
位　置
所在地　鹿島川口（佐賀県鹿島市）の南東方約八・二キロメートル
北　緯　三三―〇四―四六
東　経　一三〇―一二―〇七
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
変更年月日　平成二十四年十月十九日

○海上保安庁告示第二百六十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　長崎県松浦港火力発電所一ツ瀬灯浮標
位　置
所在地　長崎県松浦港（岳崎鼻の南方約二・二キロメートル）
北　緯　三三―二二―〇〇
東　経　一二九―四〇―五八
変更した事項
光　度　実効光度二〇カンデラ
光達距離　三・〇海里
記　事　一　附属施設　レーダー反射器
二　電源開発株式会社松浦火力発電所管理
変更年月日　平成二十四年十月二十二日

○海上保安庁告示第二百六十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　東北大学災害科学国際研究所　仙台市青葉区荒巻字青葉六―六―四

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三九度四五分東経一四四度三〇分、北緯三八度東経一四四度三〇分、北緯三六度東経一四一度三〇分、北緯三六度三〇分東経一四一度三〇分、北緯三九度四五分東経一四三度の各点で囲まれる海域

(ロ)　北緯三三度二〇分、北緯三三度五〇分、東経一三七度一〇分、東経一三七度四〇分の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十四年十一月二十一日から平成二十四年十二月五日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、ＧＰＳ測位装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第四十五号（平成二十四年十一月十六日発行）

○北海道開発局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

北海道開発局長　関　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十五号及び二百三十七号

(三)　道路の区域

区　間　北海道浦河郡浦河町荻伏町七六六番から同町荻伏町二五五番一まで

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十一月十六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律

自衛隊法等の一部を改正する法律

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員の退職給付の給付水準の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

議案提出

十一月十六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十三年度一般会計歳入歳出決算

平成二十三年度特別会計歳入歳出決算

平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書

平成二十三年度政府関係機関決算書

変更前　後　別　敷地の幅員　延長

前　二二・〇五メートル　二一・九三メートル

後　二二・〇五メートル　二一・九三メートル

（添付書類）

平成二十三年度決算検査報告

平成二十三年度歳入決算明細書

平成二十三年度各省各庁歳出決算報告書

平成二十三年度一般会計継続費決算報告書

平成二十三年度一般会計国の債務に関する計算書

旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書

平成二十三年度決算調整資金の増減及び現在額計算書

平成二十三年度貨幣回収準備資金の増減及び現在額計算書

平成二十三年度特別会計決算参照書

農業改良助長法に基づく添付書類

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

（添付書類）

平成二十三年度国有財産検査報告

平成二十三年度国有財産の増減及び現在額に関する説明書

平成二十三年度国有財産の無償貸付状況に関する説明書

議案送付

十一月十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案

自衛隊法等の一部を改正する法律案